

# 永平寺町自主防災組織等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いつ発生するか予測できない地震、風水害等の災害に対処し、地域における自主防災組織等設置の促進及び育成・強化を図り、災害発生時における地域住民の生命、身体、財産を災害から守るため、自主防災組織等に対し助成するための必要事項を定める。

(対象)

第2条 自主防災組織等に対する補助金交付の対象は、次のとおりとする。

- (1) 原則として行政区ごと（以下「地区」という。）に設置した自主防災組織及び地区ブロックによる自主防災組織連絡協議会（以下、「自主防災組織連協」という。）で、町長が認めた組織。
- (2) 自主防災組織等に係る補助事業は、次のとおりとする。
  - ア 自主防災組織等活動費補助金（以下、「活動費補助金」という。）として、地区住民による防災活動など自主防災組織等の育成・強化にかかる経費
  - イ 自主防災組織等資機（器）材購入費補助金（以下、「購入費補助金」という。）として、防災用資機（器）材等の購入にかかる経費。ただし、消火用資機（器）材は除く。

(補助率及び補助の範囲)

第3条 前条の「活動費補助金」の補助率は、次のとおりとする。

- (1) 活動費補助金として補助金の対象となる活動費は、別表1のとおりとする。
  - ア 一自主防災組織等当たり 補助率 100%
- (2) 「活動費補助金」の最高限度額は、一自主防災組織当たり年度額2万円、一自主防災組織連絡協議会当たり年度額4万円までとする。

2 前条の「購入費補助金」の補助率は、次のとおりとする。

- (1) 補助の対象となる資機（器）材及び数量は、別表2および別表3のとおりとする。
  - ア 別表2中、「対象資機（器）材等 表1避難用資機（器）材」  
補助率 80%
  - イ 別表2中、「対象資機（器）材等 表2救助・救護等用資機（器）材」  
補助率 50%
  - ウ 別表3「対象資機（器）材等 防災資機（器）材」  
補助率 50%
- (2) 補助の対象となる資機（器）材の購入は新規のものとし、更新については、原則として対象外とする。
- (3) 補助金の最高限度額は、一自主防災組織は第2項第1号のア、イの補助金額の合算額に対し、年度額30万円まで、一自主防災連絡協議会は第2項第1号のウの補助金額に対して年度額60万円までとする。

(設置の届出)

第4条 自主防災組織等を設置した地区は、様式第1号により必要書類を添付し、正副2部を町長に提出して承認を得るものとする。

- (1) 必要添付書類
  - ア 自主防災組織等の規約
  - イ 予算書
  - ウ 年間事業計画書
  - エ 活動計画書及び資機（器）材整備計画書（年次別）

オ その他必要と認める書類

2 町長は、前項の届出があった場合副本に承認印を押印し返却するものとする。

(補助金の申請)

第5条 「活動費補助金」に対して、補助金の交付を受けようとするときは、様式第2号により必要書類を添付し、町長に申請しなければならない。

(1) 必要添付書類

ア 当該年度の自主防災組織等活動計画書及び活動経費明細書「様式第6号」(案)

2 「購入費補助金」に対して、補助金の交付を受けようとするときは、様式第2号により必要書類を添付し、町長に申請しなければならない。

(1) 必要添付書類

ア 当該年度の整備資機(器)材購入費明細書「様式第7号」(案)及びその見積書

(補助金の決定)

第6条 町長は、自主防災組織等より補助金の申請があったときは、書類等を審査し、様式第3号により条件を付し決定通知書を交付しなければならない。

(事業の中止、変更)

第7条 前条の交付決定通知を受けた後、事業を中止し、又は変更(縮小)しようとするときは、様式第4号により届出をしなければならない。

(補助金の実績報告及び請求)

第8条 自主防災組織等は、補助金の交付決定通知を受け事業を完了したときは、速やかに様式第5号により必要書類を添付し、町長に補助金の実績報告を添え交付請求を行うものとする。

(1) 必要添付書類

ア 納品書(写し)

イ 請求書

ウ 領収書(写し)

エ 活動費明細書(様式第6号)又は資機(器)材整備明細書(様式第7号)

オ 補助金請求書(様式第8号)

カ 写真

(補助金の交付)

第9条 町長は、自主防災組織等から前条の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

2 町長は、自主防災組織等に対し補助金を交付しようとするときは、あらかじめ補助の対象となった機(器)材等について検査を行うものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた自主防災組織等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示又は補助金の交付条件に違反したとき。

(2) 補助事業の施行が不相当と認められるとき。

(3) 前2号のほか、不正の事実があると判明したとき。

(財産処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた自主防災組織等は、補助事業により取得した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部又は一部を返還したとき、又は町長が特に認めたときは、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた自主防災組織等は、補助事業により取得した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき、及び廃棄するときは、様式第9号に

より正副2部を町長に申請し承認を受けなければならない。

- 3 町長は、前項の申請があったときは、副本に承認印を押印し返却するものとする。ただし、不承認のときは、その理由を付し返却するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、自主防災組織等に対する補助金交付について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区 分	内 容
自主防災訓練に必要な経費	初期消火訓練に係る経費、消火器の詰替え等 救出救助訓練に係る経費、材料費等 応急救護訓練に係る経費、講習材料、資材費等 炊出し訓練に係る経費、炊飯用具、材料費等 訓練要項及びパンフレットの作成に係る経費
啓発活動に必要な経費	講演会経費、パンフレット、研修会時の飲み物 (食事、酒類を除く)
地区住民(災害時要援護含む)の対応に必要な経費	名簿(地区居住録等)、災害時要援護者登録 防災マップ作成等に係る経費 ※但し、自主防災組織連協は防災 マップ等作成等に限る。
その他の経費	その他、町長が特に必要と認める経費

別表2 (第3条関係)

区 分		資機(器)材等	
表 1	避難 用資 機(器) 材	ヘルメット	避難誘導・救助・災害復旧に係る班員数
		避難所看板・誘導看板	必要数
		誘導旗	避難誘導班員数
		非常用持出袋	世帯数分
表 2	救助 ・ 救護 等用 資機 (器)材	メガホン	サイレン付・避難誘導班員数
		トランシーバー	自主防災組織等各班数
		懐中電灯	ハロゲン強力ライト 避難誘導班員数
		救助工具セット	自主防災組織等救助班数
		チェンソー	自主防災組織等救助班数
		テント	2K×3K(4K)20戸に1張・最高10張まで
		発電機	能力300W以上・20戸に1台・最高10台
		投光器	20戸に1台・最高10台
		大型救急箱	応急用資材・薬剤 区班数
		担架	二つ折り式 自主防災組織等救助班数
		リヤカー	折り畳み式 自主防災組織等救助班数
		ブルーシート	必要数
		非常用毛布	圧縮式 必要数
		簡易トイレセット	テント付 50戸に1台(最高10台)
		ポリタンク	世帯数
		コードリール	20戸に1台(最高10台)
防災倉庫	簡易型 防災組織に1棟		
小型動力ポンプ	小型動力ポンプ格納庫含む		
その他、町長が特に認めたもの			

別表3（第3条関係）

区 分	防 災 資 機 材 等
	可搬式動力ポンプ（C1クラス）
救助用具	発電機付投光器、温風機、炊き出し器、トランシーバー（中距離用）
救護用具	AED、給水タンク、水洗トイレ（テント付）、大型テント、車イス
資機材倉庫	コンテナ型
その他	その他、町長が特に認めたもの

様式第 1 号(第 4 条関係)

自 主 防 災 組 織 等 設 置 届

年 月 日

永平寺町長 様

申請者 住所  
団体等名  
代表者氏名 ⑩

次のとおり自主防災組織等を設置しましたので、永平寺町自主防災組織等補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えてお届けいたします。

記

1 自主防災組織等名

2 住 所

3 代 表 者

4 組 織 戸 数

5 設 置 年 月 日

6 添 付 書 類

- ① 自主防災組織等規約
- ② 役員名簿
- ③ 年間事業計画書
- ④ 予算書
- ⑤ 資機(器)材整備計画書

自主防災組織等補助金交付申請書

年 月 日

永平寺町長 様

自主防災組織等名

代 表 者 ⑩

自主防災組織等において、次のとおり（活動費・資機(器)材購入費）を計画しておりますので、永平寺町自主防災組織等補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金を交付されるよう申請いたします。

記

- 1 整備予定年月日 年 月 日
- 2 整備計画及び品名 ※様式第 6 号及び様式第 7 号
- 3 見 積 書 カタログ・見積書
- 4 補助金申請額 円  
(A + B の合算額または A + C の合算額)  
A 「活動費補助金」 円  
(※自主防災組織は最高限度額 20,000 円、自主防災組織連協は最高限度額 40,000 円)  
B 「購入費補助金」 円  
(※自主防災組織は別表 2 「表 1」と別表「表 2」の合算額で、最高限度額 300,000 円)  
(※自主防災組織連協は別表 3 の額で、最高限度額 600,000 円)
- 5 そ の 他

自主防災組織等補助金決定通知書

永 総 第 号  
年 月 日

様

永平寺町長

年 月 日に申請のあった自主防災組織等（活動費・資機(器)材購入費）に係る補助金について、次のとおり決定したので、永平寺町自主防災組織等補助金交付要綱第 6 条の規定により、通知します。

記

1 補助金決定額	円
内訳 活動費補助金	円
資機（器）材購入費補助金	円

2 条件

- ア 補助の対象となった（活動費・資機(器)材購入費）は、自主防災組織等が管理し、他の目的には使用しないこと。
- イ 事業が完了したときは、必要書類を添付し速やかに補助金実績報告書を提出すること。
- ウ 補助対象資機(器)材には、可能な限り購入年月日及び自主防災組織等名を記入すること。
- エ 事業を中止する場合又は変更するときは、速やかに届け出ること。



自主防災組織等補助金変更(事業中止)申請書

年 月 日

永平寺町長 様

自主防災組織等名

代 表 者 ⑩

自主防災組織等（活動費・資機(器)材購入費）に係る補助金について、次のとおり変更(中止)したいので、永平寺町自主防災組織等補助金交付要綱第 7 条の規定により、御承認くださいますよう申請いたします。

記

1 補助金決定年月日及び番号  
(別紙写しのとおり)

2 補助事業の変更内容

ア 補助事業の中止

イ 補助事業の縮小

変更前補助金決定額 円

変更後補助金要望額 円

自主防災組織等補助金実績報告書

年 月 日

永平寺町長 様

自主防災組織等名

代 表 者 ⑩

年 月 日 永総第 号で交付決定をうけた永平寺町自主防災組織等  
(活動費・資機(器)材購入費) 補助金について、事業が完了しましたので、永平寺町自主  
防災組織等補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 決定年月日及び番号 年 月 日 永総第 号

※交付決定通知書(写)添付

2 整備資機(器)材 ※活動に伴う経費明細書(様式第 6 号)のとおり

※資機(器)材購入に伴う内訳(様式第 7 号)のとおり

※支払先業者等の請求書(写)及び領収書(写)添付

3 補助金交付申請額 円

内訳 活動費補助金 円

資機(器)材購入費補助金 円

4 事業完了年月日 年 月 日

5 活動及び資機(器)材 ※写真添付

様式第 6 号(第 8 条関係)

自主防災組織等活動経費明細書		
経 費 内 容	数 量 等	金 額
別表 1 防災訓練		
	小 計	
別表 1 研修会・会議・資料代等		
	小 計	
合 計		

様式第7号(第8条関係)

自主防災組織等整備資機(器)材購入費明細書		
品名	規格等	金額
別表 2 表 1		
	小計	
別表 2 表 2		
	小計	
別表 3		
	小計	
合計		

様式第 8 号(第 8 条関係)

請 求 書

年 月 日

永平寺町長 様

自主防災組織等名

代 表 者 ⑩

年 月 日 永総第 号で交付決定をうけた永平寺町自主防災組織等  
(活動費・資機(器)材購入費) 補助金について、事業が完了しましたので、永平寺町自主  
防災組織等補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり補助金の請求をいたします。

記

請求金額 円

自主防災組織等資機(器)材申請書  
(目的外使用・譲渡・貸付け・担保・廃棄)

年 月 日

永平寺町長 様

自主防災組織等名

代 表 者 ⑩

自主防災組織等資機(器)材について、次のとおり(目的外使用・譲渡・貸付け・担保・廃棄)したいので、永平寺町自主防災組織等補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、御承認くださいますよう申請いたします。

記

1 申請資機(器)材名

数 量

整備年月日

2 当該資機(器)材補助金交付年月日 年 月 日

3 申請理由

受 付	経 過